

第九十九号議案

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例

令和七年六月九日提出

仙台市長 郡 和 子

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「者(以下)の下に「この条において」を加え、同条第一号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加え、「六万四千五百円を」を「当該金額の限度額として公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)第百九条の四第二項第一号に定める金額(令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る限度額にあつては、当該経過措置の規定により算定した金額)を」に、「六万四千五百円」を「当該定める金額」に改め、同条第二号イ中「以下」の下に「このイにおいて」を加え、「一万六千円を」を「当該金額の限度額として令第百九条の四第二項第二号イに定める金額(令の改正に際し定められた同号イの規定に係る経過措置の規定の適用に係る限度額にあつては、当該経過措置の規定により算定した金額)を」に、「一万六千円」を「当該定める金額」に改め、同号ロ中「七千七百円」を「令第百九条の四第二項第二号ロの規定により同号ロの日数を乗ずることとされる金額(令の改正に際し定められた同号ロの規定に係る経過措置の規定の適用に係る限度額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同号ロの日数を乗ずることとされる金額)」に改め、同号ハ中「一万二千五百円を」を「当該報酬の額の限度額として令第百九条の四第二項第二号ハに定める金額(令の改正に際し定められた同号ハの規定に係る経過措置の規定の適用に係る限度額にあつては、当該経過措置の規定により算定した金額)を」に、「一万二千五百円」を「当該定める金額」に改める。

第六条中「六万四千五百円」を「令第百九条の四第四項(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙に係る部分を除く。)の規定により同項の日数を乗ずることとされる金額(令の改正に際し定められた同項の規定に係る経過措置の規定の適用に係る限度額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同項の日数を乗ずることとされる金額)」に改める。

第九条中「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同条各号を次のように改める。

一 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 令第九十九条の八の規定により読み替えて準用する令第九十九条の七第二項第一号に定める金額（令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る作成単価にあつては、当該経過措置の規定により算定した金額）

二 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 令第九十九条の八の規定により読み替えて準用する令第九十九条の七第二項第二号に定める金額（令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る作成単価にあつては、当該経過措置の規定により算定した金額）

第十条中「七円七十三銭」を「令第九十九条の八の規定により読み替えて準用する令第九十九条の七第三項の規定により同項の作成枚数を乗ずることとされる金額（令の改正に際し定められた同項の規定に係る経過措置の規定の適用に係る限度額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同項の作成枚数を乗ずることとされる金額）」に改める。

第十三条中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額」を「令第一百十条の四第二項第一号に定める金額（令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る作成単価にあつては、当該経過措置の規定により算定した金額。次条において同じ。）」に、「当該各号に定めるところにより算定した」を「当該定める」に、「（以下）」を「（次条において）」に改め、同条各号を削る。

第十四条中「前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した」を「令第一百十条の四第二項第一号に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公職選挙法施行令の改正を考慮し市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成等に係る費用の公費負担の限度額を同令において衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における候補者の当該費用の公費負担の限度額として定められている額とするとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。